議第５６号

西山ふるさと公苑設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市西山ふるさと公苑設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）６月６日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市西山ふるさと公苑設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市西山ふるさと公苑設置及び管理に関する条例（平成１６年条例第４５号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

会議室	1,720円から2,580円まで	1,980円から2,960円まで	3,160円から4,740円まで	2,370円から3,550円まで	5,530円から8,290円まで

」を

「

会議室	1,720円から2,580円まで	1,980円から2,960円まで	3,160円から4,740円まで	2,370円から3,550円まで	5,530円から8,290円まで
西山ふるさと館ロビー	1㎡1時間当たり1円から3円まで				

西遊館・西遊園	1㎡1時間当たり1円から3円まで

」に改める。

附　則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参考資料

新潟県柏崎市西山ふるさと公苑設置及び管理に関する条例（平成１６年１２月２９日条例第４５号）

改正後

別表（第９条関係）

区分	午前 午前９時～正午	午後 午後１時～午後５時	昼間 午前９時～午後５時	夜間 午後６時～午後９時30分	全日 午前９時～午後９時30分
多目的ホール	5,580円から 8,380円まで	6,910円から 10,370円まで	10,940円から 16,420円まで	8,890円から 13,330円まで	17,060円から 25,580円まで
楽屋（1部屋につき）	280円から 420円まで	520円から 780円まで	750円から 1,130円まで	480円から 720円まで	1,050円から 1,570円まで
会議室	1,720円から 2,580円まで	1,980円から 2,960円まで	3,160円から 4,740円まで	2,370円から 3,550円まで	5,530円から 8,290円まで
西山ふるさと館ロビー	１㎡１時間当たり１円から３円まで				
西遊館・西遊園	１㎡１時間当たり１円から３円まで				
附属設備	規則で定める額				

備考

（略）

改正前

別表（第９条関係）

区分	午前 午前９時～正午	午後 午後１時～午後５時	昼間 午前９時～午後５時	夜間 午後６時～午後９時30分	全日 午前９時～午後９時30分
多目的ホール	5,580円から 8,380円まで	6,910円から 10,370円まで	10,940円から 16,420円まで	8,890円から 13,330円まで	17,060円から 25,580円まで
楽屋（1部屋につき）	280円から 420円まで	520円から 780円まで	750円から 1,130円まで	480円から 720円まで	1,050円から 1,570円まで
会議室	1,720円から 2,580円まで	1,980円から 2,960円まで	3,160円から 4,740円まで	2,370円から 3,550円まで	5,530円から 8,290円まで
附属設備	規則で定める額				

備考

（略）